

同意書

御中

↳ 在クライストチャーチ領事事務所での交付をご希望の場合には、申請書類は在クライストチャーチ領事事務所へ送付願います。

私は、遠隔地の在留邦人を対象とした郵送による一般旅券の発給申請（仮申請）に際し、
_____年 ____月 ____日 に申請・交付の為、大使館（領事事務所）を往訪する予定です。
上記交付予定日に大使館（領事事務所）を往訪しない場合は、当該申請を自ら取り下げ（辞退）したものととして処理されることに同意します。

年 月 日

申請者の氏名：

署名：

（申請者が未成年の場合は法定代理人の署名）

住所：

電話番号：

メールアドレス：

※ 申請書類が当館に到着しましたらメールまたはお電話にてご連絡いたします。

- 申請者が未成年の場合には、両親権者の同意が必要となります（※）ので、両者同意のうえ、以下にチェックを入れてください。
 両親権者が本申請に同意しています。
- 往訪予定日が新旅券の発行年月日となるため、往訪予定日までに現有旅券の有効期限が切れる場合には、戸籍謄（抄）本（発行日より6か月以内のもの）の提出が必要となります。
- 往訪の際には、現有旅券および手数料を現金にてお持ちください。

（※）ハーグ条約締結国であるニュージーランドにおいては、一方の親権者が、子を他方の親権者の同意を得ずに国外に連れ出すことが刑罰の対象となる場合があります。そのため、在留邦人の皆様がこのような不利益を被ることを予防する観点から、旅券申請に関する両親権者の同意を事前に確認させていただいております。一方の親権者より同意が得られない、または確認が取れない等の事情がある場合には、事前にご相談ください。場合によっては、別途戸籍謄本や書類の提出を求められることがあります。

ハーグ条約とは：

国境を越えた子どもの不法な連れ去り（例：一方の親の同意なく子どもを元の居住国から出国させること）や留置（例：一方の親の同意を得て一時帰国後、約束の期限を過ぎても子どもを元の居住国に戻さないこと）をめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして、子どもを元の居住国に返還するための手続や国境を越えた親子の面会交流の実現のための締約国間の協力等について定めた条約です。日本人と外国人の間の国際結婚・離婚に伴う子どもの連れ去り等に限らず、日本人同士の場合も対象となります。